

〔3〕なぜ届かない？ なぜ守られない？

～樹木などへの農薬散布マニュアル～

日本消費者連盟関西グループ

(発表者) 筒井 明子 ・ 戸谷伊佐子 ・ 山崎 昌子

はじめに

日本消費者連盟関西グループ（以下 関西G）は、何年にもわたって生活環境で使用される農薬を初め化学物質の問題を、実態に即して調べ追究しています。私たちは、日常生活においてさまざまな化学物質を使用し、また否応なくさまざまな化学物質に曝露されています。そのために、アレルギー、シックハウス・シックスクールなどに罹患し、ひどい場合には化学物質過敏症（CS＝Chemical Sensitive）で苦しむ人が増えています。これは一握りの人々の問題ではなく、潜在患者100万人ともいわれるみんなの問題です。“いつ私もCSで苦しむことになるかもしれない”、そういう思いで関西Gでは、身近で使われる化学物質の問題を活動の柱とし、本大会でも規制が必要だと何度も何度も訴えてきました。

一方では、関西Gに農薬・化学物質の不用意な使用のために、体調を崩したとか化学物質過敏症を発症・増悪したという相談が相当数寄せられます。発症のきっかけの多くが、近隣の公園や樹木への農薬散布です。自分の家では、化学物質をなるべく使わない生活をしているのに、家の近くや道路沿い、あるいは公園での殺虫剤・殺菌剤散布で、思わぬ曝露にあってしまった、もっと注意して散布してもらえないものだろうかという訴えが関西Gに寄せられます。そして、すでに消費生活相談、保健所、市の環境担当部署等々をお願いをしているのだが、規制する法律がない、そのような訴えは他に例がないなどと、なかなか取り合ってもらえない、というものです。

そこで関西Gは、反農薬東京グループ等の市民グループと共に、市街地での農薬散布に何らかの規制をかけてほしいと、行政に働きかけました。その結果、2007年(2003年のものを改定)には農水省・環境省が連名で「住宅地等における農薬使用について」の通知を出し、2010年には環境省が「公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル」を作成し、全国の関係者に周知するようになりました。

これらの通知・マニュアルは、初めに農薬散布ありきではなく、まず害虫や病気が発生していないかを調べ、発生していた場合には農薬散布ではなく、捕殺や伐採等物理的な方法で処理するように、やむを得ず農薬散布する場合には、「農薬取締法」を守って散布するように、というのが主旨です。これらを守れば健康被害はかなり防げるはずの指針ですが、散布の現場には情報が届かず、届いていても守られない場合が多いというのが実態です。そこで関西Gでは、なぜ届かないのか、なぜ守られないのかを、地方自治体や散布事業者等に取材し、問題点を探ってみました。

1. 「公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル」の主旨・目的

通知やマニュアルが、発信元の国から散布をする事業者へどのように届くのか、'10年5月に環境省が出した「公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル」（A4版、43ページ）について、調べてみました。その際、1）国から地方自治体へという行政ルート、2）国から半官半民の事業者へのルート、そして3）民間事業者に届くまでの3ルートに分けて調べました。

なお、この「公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル」は、副題として～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～という副題がついており、以下のような発刊の主旨・目的が述べられています。

「農地については、水稻、野菜、果樹のように、一定規模の面積に一つの作物を作付け・管理し、また、収穫物を販売するという経済的な活動を通じた管理を行うため、病害虫の防除に関しても、このような比較的単一な環境を前提とした管理や、できるだけコストをかけずに収量や品質を確保するという観点からの管理が行われてきた。(中略)

住宅地や公園における植物や街路樹の病害虫の管理は、植栽されている植物が様々であること、発生する病害虫についても多様であること、さらに、病害虫の研究の対象となりにくいため詳しい知見がないこと等から効果的な病害虫の管理手法が開発されておらず、また、I P M (総合的病害虫・雑草管理) 手法についてもまだ確立されていない。

平成17年度に地方自治体に対して街路樹・公園緑地等での防除実態についてアンケート調査を行ったところ、多くの自治体が防除に際し農薬を使用している一方、農薬の散布に関する苦情(洗濯物等への飛散や健康不安など)等もあり、適切な防除に向けた対応に苦慮している実態が浮かび上がってきた。(中略)

なお、本マニュアルは自治体等における公園緑地、街路樹等の病害虫の管理のみならず一般の緑地等の管理にも有効であり、全ての関係する方に参考として活用されることが期待される。(後略)」

さらに、本マニュアルの考え方として、

「各自治体が適切な防除等を行うための参考となるよう、病害虫の少ない花木等の種／品種選定及び発生しにくい環境づくりの工夫、観察・病害虫発生予察等による早期発見、そして発生した場合の判断及び農薬の使用も含めた防除に係る施策という流れを基本構成とする」とあります。

そして“農薬使用を全面的に否定するものではないが、初めに農薬使用ありきではなく、まず病害虫の発生しにくい花木を植栽し、病害虫発生に備えて早期発見を第一とし、発生した場合はできるだけ捕殺、伐採などの物理的な方法で防除するように”と記述されています。(下線は関西G)

2. マニュアルは、どのように周知されたのか

「公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル」(以下、「環境省マニュアル」)を作成、発行した環境省 水・大気環境局土壌環境課 農薬環境管理室では、国の21省庁及び全国の都道府県へ冊子を配布すると共に、環境省ホームページからダウンロードできることを知らせました。冊子の発行部数は約3万部、都道府県にはそれぞれの環境部局へ周知したということです。環境省農薬環境管理室では、各都道府県から申請された必要部数を送付しています。大阪府の場合は、環境農林水産部農政室推進課が取りまとめ、600部を送ったそうです。

それでは、環境省から出た「環境省マニュアル」は、どのようなルートで散布現場まで届くのでしょうか。3つのルートについて調べてみました。

1) 行政の場合

◆大阪府からの周知先は？

大阪府環境農林水産部農政室推進課で話を聞きました。

- ・ 「環境省マニュアル」は、環境省から冊子及びパソコンデータで届いた。
- ・ 農政室推進課では、冊子を環境省から取り寄せ、大阪府内各市町村の農林政策担当部署に対し、関係部署へ配布するよう依頼文をつけて5部ずつ送った。
- ・ また、大阪府教育委員会、土木関係など農薬散布に関連すると思われる府組織内の各部署へも知らせた。

- ・ 農政室推進課では、毎年6～8月の農薬被害防止月間に「農薬安全使用講習会」を開き、「環境省マニュアル」を含めて、国からの情報を知らせている。この講習会には、市町村や民間の農薬使用者、農協等の販売者、農薬メーカー、などが出席する。ただしこの講習会は、義務ではなく自主的参加である。

◆市町村では

大阪府内北摂のX市で、主に公園や街路樹に農薬散布を行う部署に話を聞きました。

- ・ 「環境省マニュアル」については、大阪府からメールで通知があったので、パソコンからダウンロードし、プリントアウトした。大阪府から冊子としては届いていない。市独自で環境省から冊子を1部取り寄せた。(後日、大阪府は冊子を5部送ったということだが、と尋ねると) 府から1部届いていたという。
- ・ X市では、他に土木、水路、教育、住宅関連の部署が農薬散布をしているので、それらに「環境省マニュアル」が発行されたことを知らせた。
- ・ X市では、業者に農薬散布委託をしている。業者にはメモで知らせる程度。
- ・ X市広報課で冊子の存在について調べてもらったところ、冊子を持っていたのは、上記以外に教育委員会だけ。他に環境省のホームページで見て知っているという課が1課。

2) 半官半民の場合

「環境省マニュアル」は、半官半民の組織へはどのように伝わるのでしょうか。たくさんの住宅を抱え、敷地内の樹木管理も行っているUR都市機構西日本支社に尋ねてみました。西日本支社は、近畿・中国・四国の各府県の賃貸住宅を管理しています。

- ・ 「環境省マニュアル」は、国→UR本社（横浜）→西日本支社（全国に9支社ある）→営業所→造園・散布業者、というルートで、冊子及びパソコンデータで周知された。
- ・ 西日本支社の大阪での営業所は7ヵ所あり、それぞれに冊子1冊ずつとパソコンデータで情報を流した。
- ・ 賃貸住宅の場合は、以上のようなルートだが、URの分譲マンション場合は、それぞれの管理組合が行うことなので、URとしては関与しない。

3) 民間の場合

不動産業界大手のZ社を訪れ、「環境省マニュアル」がどのようなルートで流れてきたかを尋ねました。Z社では、分譲したマンションの樹木を含めた住環境管理を行っています。

- ・ 環境省→国土交通省→高層住宅管理業協会→マンション管理会社→散布業者
環境省→国土交通省→日本建設業協会、日本造園業協会→散布業者

といったルートで、情報が周知されます。また散布を行う造園業者の農薬管理指導士には、府県からも情報は入るとのことです。

3. マニュアルは、守られているのだろうか

1) 散布関係者の研修について

「環境省マニュアル」が発行されたことを知らせただけでは、内容が守られるかどうか保証はありません。管理担当部署、散布業者の認識を深めるために、研修等を行うことが必要です。

大阪府では、毎年「農薬安全使用講習会」を開催し、前述したように関係者を対象に“農薬の正しい使い方”を講習していますが、散布防除業者の参加は、参加者の1割程度だということです。さらに、大阪府では、防除業者の届出は'03年度から不必要になり、制約なしで防除業を行うことができるようになりました。同業者協会等に入っていなければ、府から指導するルートはないのです。

X市では、散布業務を専門業者に委託発注しているが、散布マニュアルについてはメモで渡す程度だということです。

UR西日本では、各営業所にグリーンマネージャーが1人おり、各団地の緑化業務を総合的に管理監督しているとのこと。化学物質過敏症の方から、有機リン系農薬を使わないでほしいという要望があり、有機リン系農薬の使用を止めたという経緯もあります。今後そういう要望が他にも寄せられる可能性もあるので、散布に伴う農薬被害についての勉強会を、グリーンマネージャーを初め関係者を含めて開く必要があるのではないかと考えてはいるといいます。

2) 事業者の考え方

行政にしろ、民間会社にしろ、実際に樹木散布を行うのは、造園業者や散布業者です、現場では「環境省マニュアル」についてどう考えているのでしょうか。Z社関連の造園会社の方に、意見を伺いました。「薬剤使用のほうが安上がりである。捕殺や伐倒駆除には人件費もかかり、枝の処分にも費用がかかる」「それでも春・秋には現場を見回って虫がいないか目視しているが、この作業はサービスとして行っており、年間の契約費からはとても出ない」「定期散布をしているわけではないが、結局虫の発生する時期は毎年ほぼ同じで、スケジュール散布になってしまう」といった本音とも思える意見でした。

また、散布業者にとっては「マンション内の花木の種類を増やすのは困る」と考えても、マンション販売者は「サクラなど見栄えのする木を植えるのも販売戦略の一つ」といい、病虫害に強い植栽計画は後回しにされるのが実情のようです。

4. マニュアルを活かすために

散布に携わる関係者の意見を聞いてみて、私たちは次のように考えました。

1) 樹木散布に関するマニュアルを死蔵しないこと

「環境省マニュアル」は、行政、半官半民、民間いずれの場合も、一応現物及びインターネットで、関係部署に届いているようです。しかし届いてはいるけれども、それをしっかり散布時に守るという姿勢はあまり感じられません。“とりあえず関係者には伝える”という時点で、終了してしまっている状況では、被害者、患者増に対する対策にはなりません。

2) 農薬等薬剤を一元管理する部署を設け、化学物質による健康被害の認識を深めること

樹木散布という事業は、公園や街路樹だけではなく、住宅地、学校・幼稚園・保育所、各種施設等々、さまざまなところで樹木散布が行われます。しかし行政の場合、管轄する部署が異なると横の連絡がスムーズに取れていない現実があります。この弊害をなくすため、各市には、農薬等薬剤使用について一元的に管理管轄する部署を設け、農薬等薬剤について被害をも含めて判断のできる人員を配置すべきです。

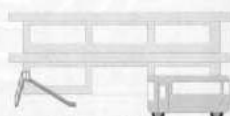
3) 農薬による人体被害、化学物質過敏症等について相談できる窓口をつくること

「環境省マニュアル」をはじめ農薬散布に関するマニュアルが散布現場まで届かず、なかなか守られない実情がある根本の原因は、農薬散布による健康被害、とりわけ化学物質過敏症(CS)についての理解が世間一般に足らないことだと考えられます。被害者は体調不良で辛い状況にありながら、相談窓口探しや問題解決に四苦八苦しています。いわばCS難民化しているのが現状です。市町村に散布による被害の相談ができる窓口を設置し、その窓口の存在を市民に広く知らせ、十分に機能し、あらゆる情報を入手して即対応できる体制を作るよう要望します。

*参考文献：次頁以降に大阪府農政室が配布しているわかり易いリーフレットを掲載しています。実物はカラー刷りで、06-6941-0351（内線2739）へ申し込めば入手できます。



学校



保育所



公園



病院



街路樹

**このような所で、周囲を気にせず
農薬を散布していませんか？**



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、森林

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、住民や子ども等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

※ これは農林水産省と環境省が作成した資料を大阪府が複製したものです。

農薬使用の回数と量を減らそう

病害虫や雑草の早期発見に努めよう

観察や見回りなどを行い、病害虫や被害の早期発見に努めましょう。例えばガの仲間には、ふ化してしばらくは幼虫が集団で行動するものがあります（アメリカシロヒトリ等）。この場合、早期に発見できれば捕殺を容易に行うことができます。一方、発見が遅れると、食害により被害は増加し、幼虫は分散して捕殺が困難になる一方、薬剤の効果が低下する恐れがあります。

農薬のスケジュール散布はやめよう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。

農薬散布時期
年2回（6月、8月）行うこと

時期だけで散布を行わない

栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種について検討しよう

作物や樹木の種類によって、病害虫による被害の発生程度は大きく異なります。さらに、ツバキ等にはチャドクガが発生し、その毒毛により皮膚に湿疹を引き起こすことがあります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選んだり、人への被害が予想される樹種を植えないなどよく検討しましょう。

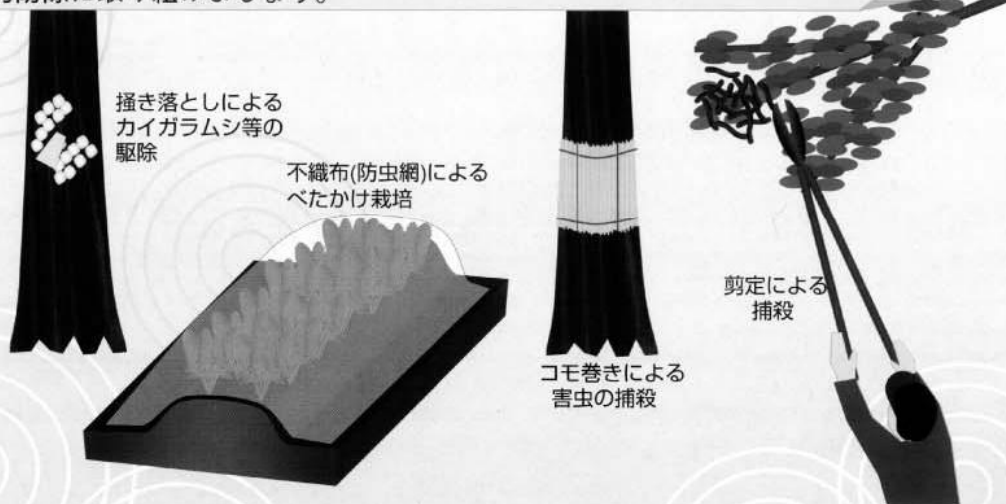
連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行おう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。また、窒素肥料が過剰になると病害虫が発生しやすくなる傾向があるので、注意しましょう。

農薬以外の物理的防除を優先して行おう

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、やむを得ない場合にのみ農薬による防除を選択しましょう。

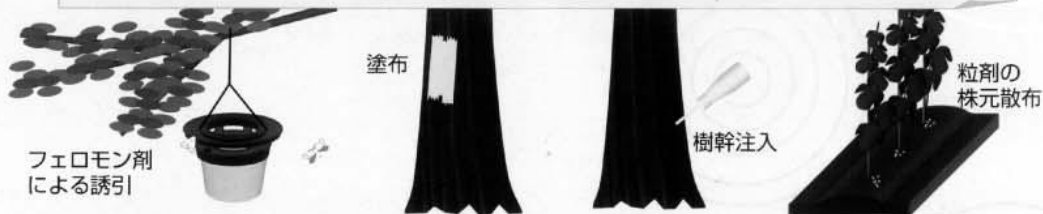
住宅地のそばの農地や家庭菜園などにおいても、防虫網の活用などの物理的防除に取り組みましょう。



農薬を使用する場合に守るべきこと

飛散しない農薬を選ぼう

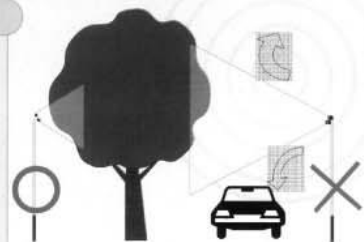
誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみに散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう

農薬の散布は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。

粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、風向きやノズルの向きにも気をつけて散布しよう。

農薬はラベルに記載された内容に従って使おう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。



ラベルの記載例

使用基準（使用方法）はしっかり守る

▽△▽フロアブル					
適用作物・害虫と使用方法					
作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	散布回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクローシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分：□□□□…30%

注意事項をきちんと読んで守ろう

イラガ類	1000倍	発
タマナヤガ	1500倍	発

⚠ 注意事項

- ・散布調整液は、できるだけ速やかに…
- ・アルカリ性の強い石灰硫黄合剤、ボルドー

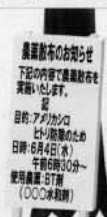
事前に十分な周知を行おう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類を含めましょう。

近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡



看板による事前の周知

散布区域に人が入らないよう対策を講じよう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。



散布区域をコーン等で区分け

農薬の使用履歴を記録し、保管しよう

農薬を使用した年月日・場所及び対象植物、使用した農薬の種類名または商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管しましょう。

農薬使用簿					
月日	場所	対象	剤名	希釈倍数	
○月△日	A公園 B区	さくら	C水和剤	1,000倍	
使用履歴の記載例					

むやみな農薬の現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。
情報が無い組合せでの現地混用や、特に有機リン系農薬同士の混用はやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるホームページ
「農薬コーナー（農林水産省）」 <http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

農薬の適用内容の確認ができるホームページ
「農薬登録情報検索システム（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）」
<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ
<http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>

このリーフレットについてのお問い合わせ先
大阪府環境農林水産部農政室 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話：06（6941）0351（内線）2739
FAX：06（6943）1907



大阪府 環境農林水産部農政室推進課（平成22年2月発行）

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6941)0351 / FAX 06(6943)1907
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/nosei>
このリーフレットは10,000部作成し、1部あたりの単価は6.9円です。